要件事項

く海上業務>

保税運送申告 DBの保存期間延長

<変更前仕様>

機能概

包括保税運送承認番号を附番し「積荷目録情報登録(MFR)」業務をした貨物は、「船卸確認登録(一括) (PKI)」/「船卸確認登録(個別)(PKK)」業務実施時に自動で「保税運送申告(OLC)」業務 が起動するようになっているが、MFR業務実施後23日以上経過すると起動しなくなる。

く変更後仕様>

MFR業務等により、搬入時保税運送申告自動起動を行う旨が登録された保税運送申告DBの保存期間を6 0日に延長する。それに伴い、関連するDBの保存期間を60日に延長する。

1. 変更内容

(1) DBの保存期間の延長

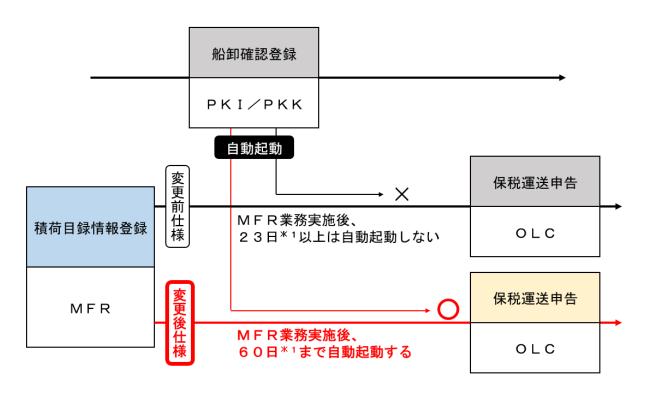
MFR業務で作成された貨物に対する保税運送申告DBと関連するDBの保存期間を、以下の表の通り60日間*1とする。

児方物則を延長するDD	削除可能記号	保存期間		
保存期間を延長するDB		変更前	変更後	
貨物情報DB	С	20日*1		
コンテナ情報DB	Α	20日*1		
保税運送申告DB	В	22日*1	60日* ¹	
積荷目録管理DB	В	20日*1		
海上貨物関連コンテナ番号一覧DB	Α	30日*1		

以下を保存起算日とするデータの保存期間が延長となる。

保存期間を延長するDB	削除可能 記号	データ保存起算日
貨物情報DB	С	次のいずれかに該当する日 ①MFR業務または「積荷目録情報登録(一括)(MFI)」業務を行った日 ②「船積確認登録(CCL)」業務後に「積荷目録情報訂正(次船卸港の追加)(CMFO3)」業務を行った日 ③「システム外搬入確認(事前登録)(CYDO1)」業務を行った日 ④「ハウスB/L貨物情報登録(NVCO1)」業務を行った日(混載親と子の関連付けがされていない混載子)
コンテナ情報DB	А	次のいずれかに該当する日 ①MFR業務またはMFI業務を行った日 ②CCL業務後にCMF03業務を行った日 ③CYD01業務を行った日
保税運送申告DB	В	次のいずれかに該当する日 ①搬入時または開庁時保税運送申告の登録を行った日 ②「積荷目録情報登録(MFR、MFA、MFI)」業務、「積荷目録情報訂正(CMFO 1、CMFO2、CMFO3)」業務、「ハウスB/L貨物情報登録(NVCO1、NV CO2)」業務により、搬入時(船卸時)保税運送申告自動起動の登録がされた日
積荷目録管理DB	В	MFR業務、MFI業務またはCMF03業務を行った日
海上貨物関連コンテナ番号一 覧 D B	A	次のいずれかに該当する日 ①混載親貨物に対して、以下の業務によりコンテナ詰め貨物である旨を登録した日 ・MFR業務 ・「積荷目録情報訂正(積荷目録提出業務前)(CMFO1)」業務 ・「積荷目録情報訂正(積荷目録提出業務後)(CMFO2)」業務 ・「システム外CY搬入確認(コンテナ単位)(CYB)」業務 ・「システム外CY搬入確認(B/L単位)(CYD)」業務 ・「システム外CY搬入確認(B/L単位)(CYD)」業務 ・「輸入貨物情報訂正(SAI)」業務 ②混載仕分けされていない貨物(デバンニング済み)に対して、以下の業務によりデバンニング後の仕分けを実施した日 ・「貨物情報仕分け(CHJ)」業務 ・「貨物取扱登録(改装・仕分け)(SHS)」業務 ③コンテナ詰め貨物に対して、以下の業務により混載仕分けを実施(混載親貨物に対して1件目の混載子貨物を登録)した日 ・NVCO1業務 ・「ハウスB/L貨物情報登録(関連付け)(NVCO2)」業務

上記に伴い、包括保税運送承認番号を附番しMFR業務により作成された貨物について、MFR業務実施後60日間*1は、PKI/PKK業務実施時の包括保税運送承認に係る個別運送情報登録の自動起動が可能となる。



(*1) 日祝含む。